

外貨建取引と所得税法 36 条 1 項の「収入すべき金額」

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和 8 年 6 月 16 日
【事 件 番 号】 令和 5 年（行ヒ）第 366 号
【事 件 名】 所得税更正処分等取消請求事件
【裁 判 結 果】 上告棄却
【参 照 法 令】 所得税法 36 条 1 項・57 条の 3 第 1 項
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25575041

東洋大学教授 泉 絢也

事実の概要

居住者である X（原告・控訴人・上诉人）は、平成 26 年、スイス連邦に本店を置く金融機関に 105 億円を送金し、投資一任契約を締結して運用を一任した。同機関は、平成 26 年及び 27 年に、運用対象資産に属する外国通貨により他の種類の外国通貨や外国通貨建ての有価証券を取得する取引（以下「本件各取引」という。）を複数回にわたり行った。

X は本件各取引から所得が生じないことを前提に上記各年分の所得税の確定申告をしたが、所轄税務署長は為替差損益に係る雑所得が生じているなどとして更正処分等をした。原々審（東京地判令 4・8・31 税資 272 号順号 13749）は X の請求を棄却し、原審（東京高判令 5・5・24 税資 273 号順号 13852）は原々審の判決を引用して控訴を棄却した。このため、X は、本件各取引が行われても為替変動のリスクが依然として存在し為替差益は確定しないから、未確定・未実現の利益に課税するものとして許されないとして、上告した。

判決の要旨

上告棄却。

1 「所得税法は、所得を外部からの経済的価値の流入という収入の形態で捉え、原則として、収入の形態で実現した利得のみを課税の対象とするとともに（36 条 1 項参照）、収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前を採用して

いるものと解される（最高裁昭和 50 年（行ツ）第 123 号同 53 年 2 月 24 日第二小法廷判決・民集 32 卷 1 号 43 頁等参照）。

そして、所得税法は、各種所得の計算に当たって控除される各種控除額を全て本邦通貨の額面価格の単位である円で表示し（21 条 1 項、28 条 3 項、32 条 4 項、33 条 4 項、34 条 3 項等）、外貨建取引を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、各種所得の金額を計算すべき旨を定める（57 条の 3 第 1 項）など、所得金額及び所得税額の計算について本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うことを当然の前提としている。そうすると、所得税法は、所得の把握についても本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うことを予定しているものというべきである。このことは、所得税を含む国税に関し、その課税標準や確定金額の端数計算について端数が円で表示されていること（国税通則法 118 条、119 条）や、原則として金銭により納付しなければならないものとされており（同法 34 条 1 項本文）、我が国において強制通用力を有する本邦通貨による納付が求められていると解されることも整合的である。」

2 「以上を踏まえると、ある外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われた場合、変動する外国為替の売買相場の下で本邦通貨との関係において変動していたある外国通貨の経済的価値が、上記取引により他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値をもって固定化され、他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値が流入すること

によって、ある外国通貨の取得時の経済的価値を上回る部分が実現した利得となるとともに、上記取引時に他の種類の外国通貨又は上記有価証券に係る権利が収入の原因となる権利として確定することから、その時点における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額（所得税法57条の3第1項参照）を同法36条1項にいう『収入すべき金額』とすべきこととなる。」

3 「そうすると、居住者が、外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引を行った場合、上記取引を行った日の属する年分の所得の金額の計算上、上記取引時における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額が『収入すべき金額』となると解するのが相当である。そして、上記円換算額から支払に用いた外国通貨を得るのに要した金額等を控除した金額が、上記取引に係る所得の金額となるというべきである。以上によれば、上告人には平成26年及び平成27年において本件各取引により為替差益に係る所得が生じているとした原審の判断は、結論においては是認することができる。論旨は採用することができない。」

（法廷意見の解釈が現行法を前提とする解釈論にとどまること、為替差益や外貨建取引に関して、実現時期、「収入すべき金額」、必要経費等を定める規定を設けず円換算額の計算規定にとどまる所得税法57条の3を設けるにとどめていることは租税法主義の観点から望ましい状況と考えられないこと等を指摘する林道晴裁判官の補足意見（渡辺恵理子・石兼公博裁判官同調）がある。）

判例の解説

一 本判決の意義

為替差損益の取扱いについて、所得税法は換算方法に関する定めを置く57条の3のほかに固有の定めを設けておらず、下級審裁判例等の集積に委ねられてきた。本判決は、邦貨への交換を伴わない取引について、所得税法36条1項の「収入すべき金額」の意義及び年度帰属を判断した最初の最高裁判決である。本判決は、原審の判断を結論においては是認したにとどまり、理由付けを改めている。すなわち、①所得発生の説明を、担税力の増加からではなく外部からの経済的価値の流入という収入概念から組み立て、②収入すべき金額

の把握を純額から総額へ転換し、③権利確定の対象から「為替変動リスクに影響されることのない」との限定を削除し、④補強の論拠とされていた同法174条7号等への言及を落とし、⑤同法57条の3第1項の位置付けを改めた。税額に影響がないため結論は維持されている。

二 所得税法57条の3第1項の位置付け

原審は、本件各取引が外貨建取引に該当することを前提に、新たな経済的利益が得られるか否かも「その円換算額によって判断すべきことになる」として、所得税法57条の3第1項を根拠に経済的利益の有無を判定した。もっとも、同項はあくまで換算に関する規定にすぎず、収入金額を生じさせるかどうかは同法36条によるべきである¹⁾。

本判決において、所得税法57条の3第1項は、所得金額及び所得税額の計算について本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うという円基準を採ることを示す例証の1つとして引用され、また、「収入すべき金額」を示す際に括弧書で「参照」されるにとどまり、所得発生 の根拠としては用いられていない。

円換算について、円によるべきことは本判決が説示した円基準原則から導かれる。他方、換算の基準時（取引を行った時）及び方法（外国為替の売買相場）については、同項が設けられるまで法人税法の規定に準じた取扱いがされていたという沿革²⁾に照らすと、同項はこれらを法令上明確化したにとどまる。このような理解からは、同項は確認的規定であって所得税法36条1項の適用を排除する「別段の定め」ではなく、両者は競合せず、同条により収入金額が確定し、これを同法57条の3第1項により円換算するという順序で適用される、という整理が考えられる。

三 「収入すべき金額」——純額から総額へ

原審は、取得資産の円換算額から支払外貨の取得価額の円換算額を控除した差額そのものを「収入すべき金額」と捉える純額の構成を採用していた。しかしながら、FXのような差金決済と異なり、本件各取引で移転するのは取得資産そのものである。また、収入の原因となる権利が外貨又は有価証券を取得する権利であるならば、その確定により定まるのは取得資産の円換算額であって、支払に用いた外貨の取得価額を控除した後の差額では

ない³⁾。

本判決は、取得資産の価額の円換算額を「収入すべき金額」とし、そこから控除した金額が「所得の金額」となるという総額の構成を採用した。両構成で所得金額に差異は生じないから⁴⁾、理由付けを組み替えながら原審の判断の結論を是認することが可能となった。

この転換は形式的なものにとどまらない。第1に、権利確定の対象と収入金額との対応関係が回復した。原審は、権利確定の対象を取得資産としながら、収入金額を差額としており、両者が対応していなかった。第2に、原審の純額構成をもって外貨を資産として位置付けることを避けた徴表とする指摘があったところ⁵⁾、その手掛かりが失われた。

もっとも、本判決は控除される金額を「得るのに要した金額等」とするのみで、必要経費(所法37①)であるか、取得費(所法38①)であるかを述べず、収入すべき金額についても所得税法36条1項括弧書と同条2項に言及しない。結論部分でも「為替差益に係る所得」とし、「雑所得」という語を用いていないことと併せると、所得区分及び外貨の法的性質の判断を避けているように見える。

四 実現の構造

判旨2は1つの長文であり、読みにくいが、①固定化、②流入、③実現した利得、④権利の確定、⑤収入すべき金額の5つの部分からなる。各部分の主語について、①は手放す外貨の価値、②は取得資産の価値、③は差額部分、④は取得資産に係る権利である。①の主語は②には及ばず、「ことによって」が①②を束ねてこれを③の原因に位置付ける。「とともに」は③④を並列し、「ことから」は③④の双方を受けて⑤を導く。

留意すべきは、③の「上回る部分」が④にかかっていないことである。原審は権利の確定によって差額に相当する経済的価値の流入が生ずるとしていたが、本判決は権利確定の対象を取得資産に係る権利とする。差額が登場するのは判旨3後段の控除計算においてであり、「収入すべき金額」を導く判断の段階には現れない。

以上を、収入すべき金額(所法36①)該当性の判断枠組みとして再構成すると、①固定化、②流入、③確定の3要素となる(表)。所得が生じな

いとされる各類型を並べてみると①と②が独立の要素であることがわかる。外貨の滅失や贈与では、支配は離脱し価値変動は終局するが、外部からは何も入ってこない。課税されないのは②を欠くからである(流入なき固定化)。同質・同重量の金地金の交換、同一条件での借換え⁶⁾、同一種類の外国通貨間の両替では、経済的価値の流入という外形はあるが、手放した資産の価値は受け入れた資産の価値と同一の要因により決定され続ける。課税されないのは①を欠くからである(固定化なき流入)。有償取引であっても手放した資産と実質的に異なる資産を取得するのであれば未実現といえるという整理⁷⁾は、この理解を裏付ける。

3要素のうち②は「収入」の語に、③は収入「すべき」の語に対応するが、①に対応する文言は所得税法36条には見当たらない。手掛かりとなるのは本判決の用語法である。「収入」とは経済的価値の流入、「すべき」とは権利の確定であることに对应して、①②は「経済的価値」の語で、③は「権利」の語で書かれている。①が「経済的価値」の語で書かれていること自体が、①もまた「収入」の解釈として述べられていることの徴表である。

そうであれば「収入」は、外形面(②流入)と実質面(①固定化)の2つの規律を含むことになる。もっとも、その実質面を「未実現の利得を実現させる流入」と述べるだけでは、定義が循環してしまう。そこで、含み益は評価によってしか把握されない限り課税の対象とならないという理解を前提に、「収入とは、外部からの経済的価値の流入であるが、形式上ないし外形上、経済的価値が流入すれば足りるというものではなく、流入した経済的価値が、納税者の手放した資産の経済的価値と実質的に同一のものでないことを要する」と定式化することが考えられる。手放した資産と実質的に同一の資産が流入したにとどまる場合には、取引後も両者の価値は同一の要因により変動し続けるから、その増減はなお評価によってしか把握されない。この場合の同一性は、両資産の価値がどのような要因によって決まるかに着目して判定することになるだろうか。

表 3 要素と所得税法36条1項の根拠となる文言

要素	対象	判定内容	根拠となる文言
①固定化	手放す資産の価値	その価値の変動が終局したか	「収入」の実質面
②流入	取得資産の価値	外部から経済的価値が入ったか	「収入」の外形面
③確定	取得資産に係る権利	収入の原因となる権利として確定したか	収入「すべき」

この定式は経済的な基準を採用している。これに対し、米国の Cottage Savings 事件連邦最高裁判決は、交換前後の資産が法的に異なる権利を体现するかという法的な基準を採る⁸⁾。本判決がいずれの基準を採るかは、本件が法的にも経済的にも異なる資産への置換えであって両基準の帰結が一致する以上、判決文からは決められない。もっとも、①②を「経済的価値」の語で一貫させたことは、経済的基準と親和的である⁹⁾。

五 権利確定——リスクから取得資産へ

原審は、権利確定の対象を「外国通貨（A）の為替変動リスクに影響されることのない他の種類の外国通貨（B）又は有価証券を取得することができる権利」としていた。これに対しては、同一の外国通貨建ての有価証券を取得した場合には当初の外国通貨の為替変動リスクが除去されることはなく、リスクからの解放を指標とする論理は破綻するとの批判が可能であり¹⁰⁾、上告受理申立て理由も同旨であった。

本判決は、上告人の主張を摘示する部分を除き「為替変動のリスク」の語を用いず、権利確定の対象を端的に、他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券に係る権利とした。

また、原審は「収入の原因となる権利」を「当該収入により新たに流入した経済的価値を保有することができる権利」と解しており、具体性に欠けるとの批判を招いた¹¹⁾。これに対し本判決は、取得資産に「係る権利」が「収入の原因となる権利として確定する」とし、債権ではなく取得資産そのものに係る権利を主語に据える。収入金額が取得資産の円換算額とされた以上（前記3）、権利確定もその取得に係る権利について問えば足り、契約上これを請求できるかどうかを正面から論じる必要がなくなる。

もっとも、この構成には疑問も残る。売買が即時に決済される場合であっても、私法上は債権が発生して履行されており、両者が事実上同時に行われるにすぎない。にもかかわらず債権的構成を採らなかった理由は、判決文に示されていない。債権を観念すれば、両替か売買かという契約の性質決定を避けられず、さらに投資一任契約に基づく権利や効果の帰属も論じなければならなかったためであろうか。

六 残された課題

前記四でみたとおり、3要素はいずれも所得税法 36 条の「収入」「すべき」という 2 語の解釈として担われている。法廷意見は、このような規律密度の低さを解釈の断念によってではなく解釈の拡充によって補った。裁判所が精緻な解釈によって間隙を埋めるほど、外見上、立法の切迫性は低下する。法廷意見に賛同しながらなお立法を求める補足意見は、解釈による補充が安易に立法不要論に転じることを避ける趣旨を含むものと読むことができよう。所得区分、控除項目の算定方法、為替差損の取扱い、贈与等の場合の取得価額¹²⁾をはじめ、立法府に残された宿題は多い。

●——注

- 1) 藤岡祐治「近時の為替差損益に関わる裁判例の検討」中里実＝藤谷武史編著『金融取引と課税 (7)』（トラスト未来フォーラム、2025 年）48～49 頁、木山泰嗣「判批」税理 68 巻 11 号（2025 年）121 頁参照。
- 2) 武田昌輔監修『コメンタール×所得税務釈義 Digital（令和 7 年度版）』4259 の 2 頁参照。
- 3) 上田正勝「個人における為替差損益の認識とその計上時期について」税大論叢 111 号（2024 年）153～154 頁、坂巻綾望「判批」ジュリ 1607 号（2025 年）153 頁参照。
- 4) 田名後正範「個人の為替差損益に対する所得税の課税に関する考察」税大論叢 114 号（2025 年）55 頁。
- 5) 坂巻・前掲注 3）152 頁。
- 6) これらについて、名古屋高判平 29・12・14 税資 267 号順号 13099、国税不服審判所裁決平 28・8・8 裁決事例集 104 集 104 頁参照。同裁決にいう「実質的な変化」について、伊藤剛志「外貨建取引による為替差損益課税の諸問題」租税研究 852 号（2020 年）240 頁参照。
- 7) 参考として、渡辺徹也「実現主義の再考」税研 147 号（2009 年）70 頁参照。
- 8) Cottage Savings Ass'n v. Commissioner, 499 U.S. 554 (1991)。
- 9) 法的基準の立場を示すものとして、上田・前掲注 3）160～161 頁。
- 10) 中里実「為替差損益の研究（下）—円から換えたドルでドル建て有価証券を取得した場合の課税—」税弘 72 巻 3 号（2024 年）71～72 頁、栗原克文「判批」TKC 税研情報 33 巻 4 号（2024 年）32～33 頁、藤岡・前掲注 1）44 頁。
- 11) 藤岡・前掲注 1）54 頁注 22。
- 12) 田名後・前掲注 4）79～82 頁参照。また、米国における機能通貨や少額免税の制度の議論について、泉純也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法 581 号（2019 年）3 頁以下参照。